

3. 2. 1 資源化事業（飲食用カン・ビン、植木剪定材）

飲食用カン・ビンの資源化

市が委託した事業者により収集日前日にクリーンステーションに配布された収集用コンテナに排出された飲食用カン・ビンは、同事業者により収集し、笛田リサイクルセンターで、カンは「アルミ」「スチール」に選別・圧縮して売却しています。ビンは「リターナブルビン」は売却、それ以外のビンは無色、茶、その他に選別・破砕して公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再生事業者引き渡しして資源化しています。

- ・令和5年度（2023年度）の経費

飲食用カン・ビン収集運搬及び収集用コンテナ配布業務委託 143,680 千円



植木剪定材の資源化

市が委託した事業者により収集した植木剪定材は、関谷の植木剪定材受入事業場に運搬し、造園業者などの事業者から持ち込まれた植木剪定材と合わせて、市が委託した事業者の施設で破砕した後、バイオマス燃料及び土壌改良材に資源化しています。

なお、平成23年（2011年）4月から竹・笹・シュロ類も植木剪定材として収集を開始しました。

資源化した土壌改良材の一部は、市に運搬して市内5箇所（植木剪定材受入事業場、市役所本庁、笛田リサイクルセンター、腰越支所、大船市民農園）で市民に無料で配布しています。

- ・令和5年度（2023年度）の経費

植木剪定材資源化等業務委託 210,271 千円



植木剪定材の資源化量

（単位：t）

年度 \ 区分	家庭系	事業系	合 計
平成28年度（2016年度）	5,344	6,246	11,590
平成29年度（2017年度）	5,288	6,265	11,553
平成30年度（2018年度）	5,024	6,231	11,255
令和元年度（2019年度）	4,110	8,139	12,249
令和2年度（2020年度）	5,483	7,077	12,560
令和3年度（2021年度）	4,889	6,941	11,830
令和4年度（2022年度）	4,923	7,403	12,326
令和5年度（2023年度）	4,645	5,482	10,127

※資源化量は搬入量を記載しています。

3. 資源物やごみの処理	
2. 資源化・ごみ処理	

3. 2. 2 資源化事業（紙パック・ミックスペーパー、紙類・布類）

紙パック・ミックスペーパーの資源化

市が委託した事業者により収集した「紙パック」は同事業者所有の施設で圧縮・梱包し、「ミックスペーパー」は笛田リサイクルセンターで圧縮・梱包しています。これらの紙パックやミックスペーパーは、トイレットペーパー等に再商品化する事業者売却しています。



紙類・布類の資源化

市が委託した事業者により収集した「紙類」は、同事業者所有の施設で新聞、雑誌・古本（ボール紙、クラフト紙等を含む。）、段ボールの種別ごとに圧縮・梱包し、再商品化事業者売却して資源化しています。「布類」は布の再使用、再生利用をする事業者売却して資源化しています。また、平成 29 年（2017 年）10 月から布類の対象品目に、使用可能な衣類（革・羽毛・綿入り）、ベルト、かばん、帽子を追加しました。

- ・ 令和 5 年度（2023 年度）の経費（紙パック・ミックスペーパーの収集経費を含む）
紙類・布類収集運搬処理売却業務委託 191,852 千円



3. 2. 3 資源化事業（ペットボトル、容器包装プラスチック、製品プラスチック）

ペットボトルの資源化

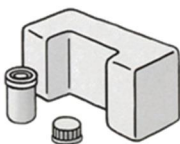
市が委託した事業者が収集したペットボトルは、市が委託した市内の中間処理事業者の施設で圧縮・梱包し、ペットボトルの再商品化事業者に売却してペットボトルに生まれ変わるための原料に再商品化しています。

- ・令和5年度（2023年度）の経費

ペットボトル中間処理業務委託 33,096 千円

容器包装プラスチックの資源化

市が委託した事業者により収集した容器包装プラスチックは、市が委託した市内の中間処理事業者の施設で圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定した再商品化事業者に引き渡して資源化しています。



- ・令和5年度（2023年度）の経費

容器包装プラスチック中間処理業務委託 116,527 千円

容リ協会再商品化処理委託 2,839 千円

（ガラスびん処理委託費用含む）

製品プラスチックの資源化

製品プラスチックの資源化は、平成27年（2015年）1月から実施しています。平成29年（2017年）9月までは市が委託した事業者により収集された製品プラスチックを、市内の積替え施設に集めた後、資源化業者に売却し、パレット等に資源化しました。

また、平成29年（2017年）10月からは、対象品目を拡大し、坂ノ下積替所に集めた後、委託先の資源化事業者に引渡して資源化しています。



- ・令和5年度（2023年度）の経費

製品プラスチック資源化処理業務委託 20,021 千円

	3. 資源物やごみの処理 2. 資源化・ごみ処理	
--	-----------------------------	--



3. 2. 4 資源化事業（使用済食用油、羽毛布団、粗大・臨時ごみ）

使用済み食用油の資源化

市が委託した事業者により収集した「燃えないごみ、危険・有害ごみ」の収集と併せて収集した使用済み食用油は、坂ノ下積替所で積み替えを行い、工業用インクなどに再商品化する事業者売却しています。

羽毛布団の資源化

粗大ごみとして収集又はクリーンセンターへ直接搬入された羽毛布団は売却し、羽毛製品に資源化しています。

粗大・臨時ごみ

市民の時間的拘束の解消・利便性の向上、収集作業の効率化などを考慮して、平成 19 年（2007 年）10 月から、収集時の市民の立ち合いをなくすることができる粗大ごみシール制を導入しました。

粗大ごみの手数料は、市民がクリーンセンターに事前に電話で申し込み、市が収集する場合は 600 円、クリーンセンターに持込む場合は 300 円、また大型粗大ごみについては、市が収集する場合は 1,200 円、クリーンセンターに持込む場合は 600 円としています。なお、市民が市に収集を依頼する場合は、事前に粗大ごみシールを購入することとし、粗大ごみシールの販売を職員厚生会（市役所本庁舎売店）や郵便局、コンビニエンスストアに委託しています。

集められた金属系の粗大・臨時ごみは、両クリーンセンターで破碎・選別した後、委託事業者にて資源化しています。

・令和 5 年度（2023 年度）の経費

粗大ごみ等収集用シール販売委託 2,719 千円

粗大ごみ等処理業務委託（名越選別等及び運搬業務分）28,906 千円

粗大ごみ等処理業務委託（今泉選別等及び運搬業務分）25,542 千円

	3. 資源物やごみの処理 2. 資源化・ごみ処理	
--	-----------------------------	--

3. 2. 5 資源化事業（不燃ごみ、廃蛍光管・廃乾電池）

不燃ごみの資源化

市が委託した事業者により収集した「燃えないごみ、危険・有害ごみ」等の不燃ごみは、坂ノ下積替所へ運搬され、市が委託した事業者が選別したのち、鉄、銅、アルミ及びレアメタル等を取り出し有価物として資源化しています。小型家電は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律で定められた認定業者に引き渡し、資源化しています。また、ガラス屑や瀬戸物屑などの不燃残さは、委託業者の中間施設で細かく破碎され熔融固化処理事業者に引き渡し、資源化しています。

・令和5年度（2023年度）の経費	
不燃ごみ資源化処理業務委託（不燃残さ込み）	95,946 千円
使用済小型電子機器等資源化業務委託	31 千円

廃蛍光管・廃乾電池の資源化

分別収集された危険・有害ごみのうち廃蛍光管と廃乾電池は、市が委託した事業者の北海道北見市の施設で分解、破碎し、資源化しています。

・令和5年度（2023年度）の経費	
廃乾電池及び廃蛍光管資源化処理業務委託	4,804 千円

！MEMO「3R」とは

資源物が大切に使われ、環境への悪影響が少ない社会、循環型社会（限りある資源を有効に繰り返し使う社会）を構築していくための取り組みとその優先順位をあらわした言葉の頭文字をとって3Rといいます。

R e d u s e（リデュース：ごみの発生抑制）

ごみの原因となるものをなるべく買わない、使用しない等、ごみの発生、排出を抑制しようということです。

R e u s e（リユース：ごみの再使用）

再使用できる製品や部品等、使えるものは繰り返し使おうということです。

R e c y c l e（リサイクル：ごみの再生使用）

再使用ができない、または再使用された後に不要となったものは、分別して資源として再生利用しようということです。

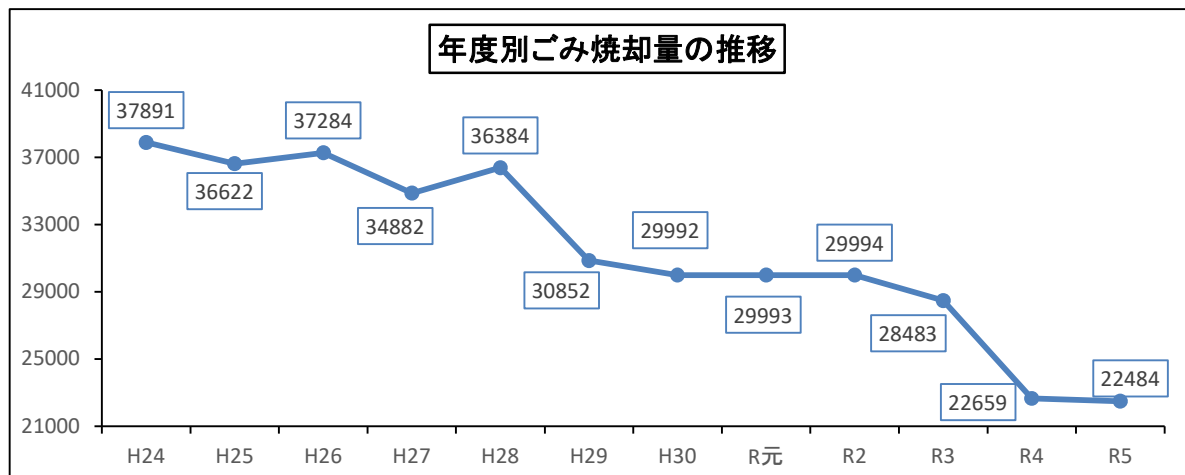
3. 資源物やごみの処理
2. 資源化・ごみ処理

3. 2. 6 資源化事業

燃やすごみ

市が委託した事業者によりクリーンステーションから収集した燃やすごみは、名越クリーンセンターで焼却処理しています。

ごみ焼却量の推移



焼却残さの溶融固化

焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、名越クリーンセンターから発生する焼却残さの全量を市外の処理施設へ委託し溶融固化等処理しており、埋立てによる最終処分量はゼロになっています。

令和5年度(2023年度)は、2,355.83トンの焼却残さを処理しました。この事業は平成12年度(2000年度)から継続して実施しています。

各年度における処理量は、焼却量と比例しています。

さらに焼却量を削減することで、処理経費を節減する必要があるとともに、安定的処理の継続のため処理施設の分散と開拓が求められています。また、処理に伴い生成された成果品(溶融スラグ等)が適正に活用されていることの確認を行っています。

なお、過去に焼却残さの埋立てを行っていた一般廃棄物最終処分場(6号地)は、平成30年(2018年)3月に神奈川県により廃止の確認がなされ、平成31年(2019年)2月に農地への復元工事が完了し、1年間の農作物の試作期間を経て令和2年(2020年)2月に地権者に返還しました。

・ 令和5年度(2023年度)の経費
焼却残さ溶融固化処理業務委託

125,391千円

！MEMO 「溶融固化」とは

一般廃棄物等をおおむね1,200℃以上で溶岩状に加熱・溶融し、冷却固化したもので、有機物は熱分解、ガス化、燃焼し、無機物はスラグ化します。

スラグ化とは、溶岩状の焼却灰を冷却し、固めて石に近い性状のスラグにすることで、完成したスラグは道路の路盤材などに使われています。

3. 2. 7 資源化事業（生ごみ処理機）

生ごみ処理機購入費助成制度

生ごみ処理機の購入者に対して、その購入費の一部を助成し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことにより、生ごみの排出抑制を図ることを目的として実施しています。

助成対象者は、次のとおりです。

- ・購入時申請時において、鎌倉市にお住まいの方（住民登録されている方）
- ・生ごみ処理機を購入して、使用する一般家庭の方
- ・暴力団員等でない方
- ・鎌倉市の市税を滞納していない方
- ・生ごみ処理機の使用状況調査に協力してくださる方

助成台数は1世帯につき、電動型1台、非電動型2台で、申請日以前6か月の期間内に購入したものに限りです。なお、既に購入費助成を受けて購入した生ごみ処理機が当該購入日から5年を経過しているとき又は、破損、故障等により修理が困難で使用不能になったときは再度助成を受けることができます。

助成率と助成限度額は、電動型が購入費の4分の3、非電動型が購入費の10分の9で、いずれも30,000円が限度です。

（令和5年度（2023年度）助成台数：電動型421台、非電動型191台）

- ・令和5年度（2023年度）の経費

生ごみ処理機購入費補助金	14,848千円
--------------	----------



生ごみ処理機直接販売制度

生ごみ処理機の設置を推進し、一般家庭における生ごみの自己処理を促すことにより、廃棄物の減量・資源化を図るため、一部の非電動型生ごみ処理機を市販価格の1割程度で購入できる制度です。

対象者は、鎌倉市内に住所を有し、現に居住している方です。

購入できる台数は、1世帯につき2台までで、5年以内に助成制度をご利用になった方は対象外です。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年（2020年）4月途中から直接販売制度を休止しておりましたが、鎌倉市暴力団排除条例にかかる手続きに時間を要することから、令和5年度（2023年度）も引き続き休止しました。

大型生ごみ処理機設置事業（地域・集合住宅、事務所）（平成 23 年度（2011 年度）から）

地域・集合住宅又は事業所で大型生ごみ処理機の普及促進を図るため、市民や事業者と協働で大型生ごみ処理機を設置しました。モデル事業として、平成 24 年（2012 年）3 月から平成 29 年（2017 年）3 月末まで医療法人湘和会湘南記念病院において、平成 25 年（2013 年）3 月から平成 30 年（2018 年）3 月末まで株式会社紀ノ國屋鎌倉店において大型生ごみ処理機を設置し、試験的に稼働させました。

また、平成 26 年（2014 年）8 月から事業者が設置する大型生ごみ処理機に対する補助制度を開始しました。また、令和 5 年度（2023 年度）から対象となる生ごみ処理機の処理能力を従来の 10 キログラム以上から 2 キログラム以上に変更し、対象範囲を拡大しました。補助実績は、以下のとおりです。

- | | | |
|---------------------------|-----|--------|
| (1) 平成 26 年度（2014 年度）助成台数 | 1 台 | 950 千円 |
| (2) 令和 2 年度（2020 年度）助成台数 | 1 台 | 627 千円 |
| (3) 令和 3 年度（2021 年度）助成台数 | 1 台 | 577 千円 |
| (4) 令和 4 年度（2022 年度）助成台数 | 1 台 | 840 千円 |

なお、(2)の補助額は、平成 27 年度から令和 2 年度までの補助合計額となります。当該事業所では、平成 27 年 8 月に大型生ごみ処理機の設置が完了していますが、機器を賃借（リース）したため、補助金交付要綱に基づき、5 年間に限り、各年度に要する機器の賃借費用に対して、年度ごとに補助を行っています。内訳については、以下の表 2 をご参照ください。

表 1 【大型生ごみ処理機を購入した場合】補助金交付状況

No.	設置日	補助年度	補助額
1	平成 26 年（2014 年）11 月	平成 26 年度（2014 年度）	950 千円
2	令和 4 年（2022 年）3 月	令和 3 年度（2021 年度）	577 千円
3	令和 5 年（2023 年）3 月	令和 4 年度（2022 年度）	840 千円

表 2 【大型生ごみ処理機を賃借した場合】補助金交付状況

No.	設置日	補助年度	補助額	補助合計額
1	平成 27 年 8 月 (2015 年)	平成 27 年度（2015 年度）	71 千円	627 千円
		平成 28 年度（2016 年度）	126 千円	
		平成 29 年度（2017 年度）	126 千円	
		平成 30 年度（2018 年度）	126 千円	
		平成 31 年度（2019 年度）	126 千円	
		令和 2 年度（2020 年度）	52 千円	